

西宮市予約制福祉タクシー派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電車、バス等一般の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者・児及び重度知的障害者・児、精神障害者・児並びに高齢者に対して、居宅と医療機関及び公共施設等との移動手段として、普通タクシー又はリフト付タクシー（以下「予約制福祉タクシー」という。）を派遣し、その利用料を助成することにより、在宅身体障害者や高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、予約制福祉タクシーの派遣業務については、市長が適当と認める特定自動車運送事業者（以下「指定事業者」という。）に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 この要綱により、予約制福祉タクシーを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により西宮市の住民として記録され、かつ、当該住所地に居住している者。但し、当該住所地に居住できない特別の事由がある場合で、市長が正当な事由と認めるときは、その西宮市内の居住地を住所とみなす。
- (2) 当該年度中につきのいずれかに該当し、一般の交通機関を利用することが困難な者
 - ① 身体障害者手帳所持者で障害の区分及び障害の程度が別表に定める者又は療育手帳所持者で障害の程度が「A」の者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級の者（ただし、援護の実施が西宮市の場合に限る。）
 - ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）の規定により要介護 4 又は 5 に認定された 65 歳以上の高齢者、又は要介護認定を受けていないがこれに相当すると市長が認めた者
- (3) 定額制福祉タクシー派遣事業の登録者でないこと
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される第 1 種及び第 2 種社会福祉事業によって設置された施設（以下、社会福祉施設という。）の入所者又は入居者でないこと
- (5) 入院中でないこと
- (6) 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成の受給者でないこと
- (7) 西宮市高齢者バス運賃助成事業の登録者でないこと
- (8) 原則として、介助者 1 人が添乗することができる者

(利用対象者の登録)

第4条 予約制福祉タクシーを利用することができる者は、あらかじめ登録を申請し、審査の上登録された者（以下「登録者」という。）とする。

- 2 登録者は、各年度の 3 月末日までの間は、定額制福祉タクシーに登録変更することはできない。
- 3 市長は、登録者として不適当と認める事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

(利用開始日)

第5条 予約制福祉タクシーの利用開始日は、登録した日の翌日とする。

(利用券の交付)

第6条 第4条に規定する登録者に西宮市予約制福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

- 2 前項の規定により交付する利用券は、1 箇月当たり 4 枚として、当該年度分を一括交付するものとし、48 枚を限度とする。ただし、年度途中に登録を行う場合は、登録開始日の属する月の翌月から当該年度の残月数に 4 をかけた枚数とする。

(利用券の有効期間)

第7条 利用券の有効期間は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 登録者で予約制福祉タクシーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、西宮市と契約を締結しているタクシー会社のタクシーを利用することができる。

- 2 利用者は、利用しようとする日の14日前から前日までに、タクシー会社に予約しなければならない。
- 3 利用者が、障害者割引の適用を受ける場合には、福祉タクシーの乗車時に利用券とともに身体障害者手帳等を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。
- 4 利用者は、利用料金の支払い時に、利用時間及び目的地等を確認の上、1利用につき1枚の利用券を、指定事業者を経由して市長に提出しなければならない。

(市助成額)

第9条 1回当たり利用料金に対する市助成額は次のとおりとする。

- (1) 西宮市支所設置条例の規定に基づく塩瀬・山口支所の所管区域内に住所を有する者にあつては、4,000円以内とする。
- (2) 西宮市の市域内に住所を有する前号以外の者にあつては、2,000円以内とする。

(利用者負担)

第10条 次の各号については、利用者負担とする。

- (1) タクシー料金（身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金）の1割相当額（10円未満の端数を切り捨てた額）
- (2) 前条に規定する市助成限度額を超えるタクシー料金（身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金）の額
- (3) 有料道路の通行料金

(派遣対象事由)

第11条 予約制福祉タクシーの派遣対象となる事由は、次の各号に該当する場合で、第3条第1号に規定する住所地と往復する場合又は各号の市内にある施設間を移動する場合とする。

- (1) 医療機関へ受診などで行く場合
- (2) 国、地方公共団体の提供する公共の建物を利用するために行く場合
- (3) 医療・機能回復訓練施設へ通う場合
- (4) 社会福祉施設の面接、入所のための手続きに利用する場合
- (5) 美術館・博物館等文化・スポーツ施設へ行く場合
- (6) 学校へ面接・懇談・参観等で行く場合
- (7) 市内の鉄道駅へ行く場合（往路に限る。）
- (8) 預金取扱等金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合、信用漁業協同組合）に行く場合
- (9) 投票のために投票所及び期日前投票所へ行く場合
- (10) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定は、次の各号の場合には適用しない。

- (1) 学校、幼稚園等への通学通園
- (2) 社会福祉施設等への通所
- (3) 各施設への通勤

(利用区域)

第12条 予約制福祉タクシーの派遣を受け、普通タクシーを利用する場合については、西宮市域以外への派遣は往路利用に限るものとする。ただし、次の各号に規定する場合の区域は、往復利用できるものとする。

- (1) 第9条第1号に掲げる者については、神戸市北区、宝塚市及び三田市
- (2) 第9条第2号に掲げる者については、尼崎市、芦屋市及び宝塚市

2 リフト付タクシーを利用する場合については、西宮市域以外への派遣は、大阪市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の往路利用と往復利用に限るものとする。

(紛失、破損等)

第13条 利用券は、再交付しない。ただし、破損又は汚損した場合については、破損又は汚損した利用券と同一枚数を再交付することができる。

(譲渡、転売、又は貸与の禁止)

第 14 条 登録者は、利用券を他人に譲渡、転売、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録者又はその代理人は速やかに利用券を市長に返還しなければならない。なお、その事由が生じた日に返還があったものとみなすものとする。

(1) 登録者が死亡し、又は第 3 条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき

(2) その他利用券が不用になったとき

2 偽り、その他不正な手段によって利用券を使用し、予約制福祉タクシーを利用した者があるときは、市長は、その者に対し、利用券の返還を命じ、登録を抹消、又は以後の交付を停止することができる。

(調査)

第 16 条 市長は、必要があると認めたときは登録者に対し、説明を求め、又は調査を行うことができる。

(様式)

第 17 条 申請書その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第 18 条 この要綱に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

(経過措置)

平成 15 年 9 月 30 日現在においてリフト付自動車の登録者については、第 10 条第 1 項及び同条第 2 項に規定する利用者負担に関する規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 14 年 4 月 1 日実施の西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱及び平成 13 年 4 月 1 日実施の西宮市リフト付自動車派遣事業運営要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表

身体障害者の予約制福祉タクシーの利用対象者

障害の区分				障害の種別	障害の程度
視 覚 障 害				1 種	1 級及び 2 級
肢 体 不自由	上肢不自由				1 級
	下肢不自由及び体幹不自由				1 級及び 2 級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能障害			1 級
		移動機能障害			1 級及び 2 級
内部障害	心臓機能障害				1 級
	腎臓機能障害				
	呼吸器機能障害				
	ぼうこう又は直腸機能障害				
	小腸機能障害				
	肝臓機能障害				